

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（埼玉
県条例第四十号）（公営企業・総務課）

一 趣旨

県の一般職員に準じ、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、
業職員の給与の基準を改定するもの

二 内容

会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給できるようにするための改正

三 施行期日

令和六年四月一日